

【農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の提出書類一覧】

提出書類	部数	備考
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書	1	
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）	1	・ 通知書の提出日より 3 か月以内に発行された原本に限る。
合意解約書	3	・ 1 部を農業委員会へ提出 ・ 残りの 2 部は賃貸人・賃借人で各 1 部お持ちください

○賃貸人・賃借人が亡くなっている場合は、併せて次の書類も必要です。

提出書類	部数	備考
同意書（※）または遺産分割協議書	1	相続人全員の同意が必要
相続関係図	1	提出可能であればお願いいたします。

※民法 544 条 1 項「当事者の一方が数人ある場合には、契約の解除は、その全員から又はその全員に対してのみ、することができる」

※その他、必要に応じて農業委員会より参考となるべき書類を求める場合があります。ご了承くださいますようお願いいたします。

〒783-8501

南国市大埞甲 2301（南国市役所 2 階）

南国市農業委員会事務局

電話 088-880-6573